

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

- ◇ 告 示 青少年に有害な図書類の指定(女性青少年課)
- 環境美化促進地区の指定(廃棄物対策課)
- 土地改良事業の認可(農村整備課)
- 保安林の指定の解除予定(二件)(森林保全課)
- 一般国道の区域の決定(道路課)
- 一般国道の供用の開始(〃)
- 都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)
- 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(五件)(〃)
- 開発行為に関する工事の完了(〃)
- ◇ 告 白 ふく処理師試験等の実施(県民生活課)
- 土地収用法による裁決手続の開始(管理課)
- 土地収用法による審理の開始(〃)

## 告 示

### 鳥取県告示第七百六十五号

鳥取県青少年健全育成条例(昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号)第十三条第

一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成九年十一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

指定番号	種 別	図 書 類		
		題 名 お よ び 号 数	発行記号等	表示された発行所名
5861	雑誌その他の刊行物	熱烈熱女画報 1997.6 VOL.9	雑誌コード 07203-6	株式会社 英和出版社
5862	〃	ピデオ・ザ・ワールド 97年6月号	雑誌コード 17673-6	株式会社 コアマガジン
5863	〃	お隣りのお姉さん 1997.9月号	雑 誌 02291-09	株式会 社サン出版
5864	〃	お姉さんの生下着 写真ボーイ8月増刊号	雑 誌 04446-08	株式会 社サン出版
5865	〃	生撮りアクション アクション写真塾9月号増刊	雑 誌 11436-09	株式会 社サン出版
5866	〃	ギャルズ・ナイー JUL1997	雑 誌 02993-7	株式会 社タイアリス
5867	〃	Zeppin 1997, JUL. No. 51	雑誌コード 14443-7	株式会 社タイアリス
5868	〃	ミルキー通信 1997-7	雑誌コード 08407-7	株式会 社大洋書房

5869	〃	A Fマガジン お元気生写真6月号増刊号	雑 誌 02198-6	株式会社 ピテオ出版
5870	〃	マガジン・ウオー 9月号 No. 64	雑 誌 08397-09	株式会社 マガジンマガジン
5871	〃	マガジン・パン 9月号	雑 誌 18385-09	株式会社 マガジンマガジン
5872	〃	投稿ボックス写真 7月号	雑誌コーポ 16697-7	株式会社 明
5873	〃	超天然素人娘 8月号 VOL. 33	雑誌コーポ 16217-8	雄出 株式会社
5874	〃	素人ナンパ通信VOL. 14 TOKYOナンパ倶楽部8月号増刊	雑 誌 16674-8	株式会社 ラソ出版
5875	〃	TOKYOナンパ倶楽部 1997 8月号	雑 誌 16673-8	株式会社 ラソ出版
5876	〃	漫画エロトラフ 12月号	雑 誌 18323-12	株式会社 蒼
5877	〃	漫画オリンピア 12月号	雑誌コーポ 07587-12	辰巴 出版会社
5878	〃	週漫スベシヤル 12月号	雑 誌 14411-12	芳文 社
5879	〃	週漫スベシヤルCUTE GAL 12月号	雑 誌 14477-12	芳文 社
5880	録画テープ	女子校生逆ナンパ VOL. 3 高輪編	I.O.U-3	I.O.U
5881	〃	悩ましのミニスカギャルズ	F X-002	フェリックス フアクトリー 株式会社

5882	〃	女子校生裏課外授業6	K s-006	株式会社 フー ズ
------	---	------------	---------	-----------------

**鳥取県告示第七百六十六号**

鳥取県環境美化の促進に関する条例（平成九年六月鳥取県条例第十五号）第十条第一項の規定に基づき、環境美化促進地区を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

その区域を表示した図面は、鳥取県生活環境部廃棄物対策課、各保健所及び保健所支所並びに関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。

平成九年十一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 指定する地区

地 区 名	市町村	地 区 の 区 域
岩美町鴨が磯・城原地区	岩美町	1 県道網代港岩美停車場線の次の区間 起点 岩美郡岩美町大字網代六三三〇地先 終点 岩美郡岩美町大字田後五七四一〇地先
岩美町浦富地区	岩美町	2 1に接する鴨が磯展望駐車場及び城原駐車場
岩美町岩井温泉地区	岩美町	1 県道網代港岩美停車場線の次の区間 起点 岩美郡岩美町大字浦富三二八九一〇六地先 終点 岩美郡岩美町大字浦富二四七五一〇四地先 2 岩美郡岩美町大字浦富の一部（荒砂神社周辺の区域）
岩美町岩井温泉地区	岩美町	1 町道岩井中央線の次の区間

若桜町若桜駅前周辺地区	八東町ふるりの森地区	河原町桜つつみ河川公園地区	福部村砂丘地区
若桜町	八東町	河原町	福部村
1 八頭郡若桜町大字若桜の一部（若桜駅前広場の区 終点 八東町ふるりの森の入口	2 町道丹比縦貫線の次の区間 起点 獄山林道分岐点 終点 八東町ふるりの森の入口	1 八頭郡河原町大字曳田二三一―地先（河原町桜つ つつみ河川公園（中学校前公園）の区域） 2 八頭郡河原町渡一木二七七地先（河原町桜つつみ 河川公園（役場裏公園）の区域） 3 1と2を結ぶ道路	1 県道湯山鳥取線の次の区間 起点 鳥取市との境界 終点 岩美郡福部村大字湯山二〇八三―一―三地 先 2 県道鳥取砂丘細川線の次の区間 起点 県道湯山鳥取線 終点 岩美郡福部村大字湯山二一六四―八〇四 地先 3 岩美郡福部村大字湯山の一部
			4 町道岩井三井三井線の次の区間 起点 岩美郡若美町大字岩井五一五地先 終点 町道岩井平和橋線 5 4に接する蒲生川
			3 町道岩井平和橋線の次の区間 起点 町道岩井中央線 終点 平和橋 2 町道宇治岩井線の次の区間 起点 町道岩井中央線 終点 岩美郡若美町大字宇治四六一―二地先 1 起点 岩美郡若美町大字岩井一六九―一―地先 終点 岩井大橋

中山町萩原地区	中山町	日吉津村日野川・日吉津海岸地区	日吉津村	佐治村さじアストロパーク地区	佐治村	佐治村辰巳峠地区	佐治村
	1 県道赤碓大山線の次の区間 起点 山王橋 終点 西伯郡中山町大字高橋一五三八地先 2 1に接する文芸の小径、一息坂展望場及び駐車場	4 日吉津海岸管理道の次の区間 起点 西伯郡日吉津村大字日吉津一八六六―二―地先 終点 村道日野川右岸堤線	2 西伯郡日吉津村大字富吉七六六―五地先（日野川 河川敷運動公園の区域） 2 村道日野川右岸堤線の次の区間 起点 西伯郡日吉津村大字富吉七六六―五地先 終点 西伯郡日吉津村大字富吉一三三二―四地 先	2 八頭郡佐治村大字高山の一部（さじアストロパー クの区域） 終点 さじアストロパークの入口 1 県道小河内加茂線の次の区間 起点 国道四八二号	1 国道四八二号の次の区間 起点 八頭郡佐治村大字栃原三九九―三―地先 終点 岡山県との県境	2 町道屋堂羅一―号線の次の区間 起点 若桜駅 終点 国道二九号 3 県道若桜停車場線の次の区間 起点 若桜駅 終点 八頭郡若桜町大字若桜三九三―三―地先	

江府町大山環状道路地 江府町	1 県道倉吉江府溝口線の次の区間
区	起点 日野郡江府町大字御机六三七一―地先 終点 日野郡江府町大字御机八三八一―六地先 2 1に接する鍵掛峠展望場及び駐車場

二 指定年月日

平成十年一月一日

鳥取県告示第七百六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、岩美町が行う土地改良事業（単県土地改良事業高住地区区画整理）を平成九年十一月十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成九年十一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百六十八号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成九年十一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡河原町大字北村字小川ヨリ藁谷迄九四一の五・九四一の三五七・九四一の三五八（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養  
解除の理由

林道用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び河原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百六十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成九年十一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町印賀字吉ヶ谷山二二一の一・二二二の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように決定したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成九年十一月二十八日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東

町二丁目二〇〇)において一般の縦覧に供する。

平成九年十一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
四八二号	八頭郡船岡町大字殿字摩地谷東平八五一 七八地先から同郡用瀬町大字赤波字下モ坂 三九九次二地先まで	八・五 九〇・〇	一、六〇四・〇

鳥取県告示第七七十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成九年十一月二十八日から二週間鳥取県土木部道路課(鳥取市東町二丁目二二〇)において一般の縦覧に供する。

平成九年十一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の期日
四八二号	八頭郡船岡町大字殿字摩地谷東平八五一 七八地先から同郡用瀬町大字赤波字下モ坂 三九九次二地先まで	平成九年十一月二十八日

鳥取県告示第七七十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定に基づき、福部村から都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成九年十一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 都市計画の種類及び名称  
福部都市計画下水道 福部村公共下水道

二 縦覧場所

鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町二丁目二二〇

鳥取県告示第七七十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成九年十一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 都市計画の種類及び名称  
鳥取都市計画地区計画 八丁田地区地区計画
- 二 縦覧場所

鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町二丁目二二〇

鳥取県告示第七百七十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成九年十一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画公園 二・二・九四号賀露南公園

二 縦覧場所

鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町二丁目二二〇

鳥取県告示第七百七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成九年十一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画下水道 鳥取市公共下水道

二 縦覧場所

鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町二丁目二二〇

鳥取県告示第七百七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成九年十一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画汚物処理場 コンポストセンターいなば

二 縦覧場所

鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町二丁目二二〇

鳥取県告示第七百七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、河原町から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成九年十一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

八頭中央都市計画下水道 河原町公共下水道

二 縦覧場所

鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町二丁目二二〇

鳥取県告示第七七十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成九年十一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成九年三月十四日 鳥取県指令鳥土維第千四百四十四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市湖山町南五丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市湖山町南一丁目七七七

有限会社カレックス

代表取締役 森下 政義

公 告

ふぐの取扱等に関する条例（昭和34年3月鳥取県条例第12号）第3条第1項及び第2項に規定するふぐ処理師試験及びふぐ調理師試験を、次のとおり実施する。

平成9年11月28日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 試験の日時

(1) 学科試験 平成10年1月30日（金）午前10時から正午まで

(2) 実地試験 平成10年1月30日（金）午後1時から

2 試験の場所

(1) 学科試験 倉吉市東蔵城町2 鳥取県中部総合事務所

(2) 実地試験 倉吉市東蔵城町2 鳥取県倉吉保健所

3 受験資格を有する者

(1) ふぐ処理師試験

平成10年1月30日現在において、年齢18歳以上の者で食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第5条第1号若しくは第13号に規定する魚介類販売業者若しくは魚肉ねり製品製造業又は乾ふぐ製造営業に2年以上従事しているもの

(2) ふぐ調理師試験

調理師法（昭和33年法律第147号）第2条に規定する調理師

4 試験科目

(1) ふぐ処理師試験

ア 衛生関係法規

イ 公衆衛生学

ウ 食品衛生学

エ ふぐの処理（ふぐの種類及び毒性臓器の鑑別を含む。）

(2) ふぐ調理師試験

ア ふぐの種類及びふぐ毒に関する知識

イ 衛生関係法規（主としてふぐの取扱等に関する条例）

ウ ふぐの調理（毒性臓器の鑑別を含む。）

5 受験願の受付期間

平成10年1月6日（火）から同月9日（金）まで（必着）

6 受験願の提出先

所轄保健所（住所地を管轄する保健所又は保健所支所をいう。以下同じ。）に提出すること。

7 受験願の添付書類

<p>(1) ふぐ処理師試験</p> <p>ア 戸籍抄本又は外国人登録済証明書</p> <p>イ 写真 (出願前6月以内に撮影した名刺型、正面、脱帽、上半身のもの)</p> <p>ウ 魚介類販売業若しくは魚肉ねり製品製造業又は乾ふぐ製造営業に2年以上従事していることを証する書類</p> <p>(2) ふぐ調理師試験</p> <p>ア 写真 (出願前6月以内に撮影した名刺型、正面、脱帽、上半身のもの)</p> <p>イ 調理師免許証の写し</p> <p>8 受験手数料及びその納付方法</p> <p>受験手数料は、9,040円 (実地試験に用いるふぐの代金は含まない。) とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願の収入証紙はり付け欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。</p> <p>なお、既納の手数料は、還付しない。</p> <p>9 試験当日の携行品</p> <p>(1) 学科試験</p> <p>受験通知書及び筆記用具</p> <p>(2) 実地試験</p> <p>受験通知書、白衣、包丁、白帽又は三角きん及び清潔な履物</p> <p>10 合格者の発表</p> <p>平成10年2月13日 (金) に所轄保健所に掲示する。</p> <p>11 その他</p> <p>(1) 受験願及び受験に必要な書類は、所轄保健所において交付する。</p> <p>(2) 試験の詳細については、所轄保健所に問い合わせること。</p>	<p>土地収用法 (昭和26年法律第219号) 第45条の2の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。</p> <p>平成9年11月28日 鳥取県収用委員会会長 藤 原 和 男</p> <p>1 起業者の名称 建設大臣</p> <p>2 事業の種類 一般国道53号改築工事 (河原道路) 及びこれに伴う町道付替工事</p> <p>3 収用の裁決手続の開始を決定した年月日 平成9年11月4日</p> <p>4 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積並びに土地所有者及び土地に関して権利を有する関係人</p>
--	---



土		地				土 地 所 有 者		土地に関して権利を有する関係人		
所 在	地 番	地 目	全 筆 の 地 積 (㎡)	実 測	収用の裁決手続の開始を決定した土地の地積 (㎡)	氏 名	住 所	氏 名	住 所	
八頭郡河原町大字西門通寺字畑ヶ中	26	田	2,768	2,768	470	不明。 ただし、 西村 保 又は次の26名の共有 西村兼造 西村喜代藏 西村 保 西村和一 上記不在者財産管理人 大田原俊輔 大川保子 西村 明 西村重徳 山本芳子 中村芳枝 山根春枝 大川健一 山口義和 金子君子 山口日出男 居川正量 居川春夫 藤本かず子 半田邦男 山根ひろ子 居川八重子 武永桂子 居川浩一 居川 敦 石橋陽子 村田幸子 山根みつ子	鳥取市西門通寺52 鳥取市西門通寺280-1 八尾市服部川四丁目189 鳥取市西門通寺52 大阪市西成区萩之茶屋二丁目5-23釜か崎解放会館 鳥取市田島462-2ファミルハイツ202号 鳥取市西門通寺1市住C-11 豊中市豊南町西五丁目14-10 鳥取市西門通寺1市住C-11 気高郡気高町新町一丁目88 八頭郡河原町大字佐貫1114-15 東伯郡北条町国坂1503 堺市三宝町七丁358-2 名古屋市瑞穂区新開町24番18号新開住宅407号 八頭郡河原町大字佐貫853-1 八頭郡河原町大字佐貫1012 京都市左京区吉田泉殿町61-1 千葉市若葉区大宮台四丁目13-6 気高郡気高町大字下光元568-2 横浜市港北区新吉田町2028-62 東伯郡北条町国坂1563-1 気高郡気高町大字下光元564-1 東京都江戸川区中葛西一丁目14番14-209号 ソリア・ルカ中葛西 気高郡気高町大字下光元564-1 気高郡気高町大字下光元564-1 京都市右京区西京極末広町3 鳥取市西門通寺41 西村松藏方 鳥取市西門通寺33			

<p>八頭郡河原町大字西円 通寺字畑ヶ中</p>	<p>27</p>	<p>田</p>	<p>田</p>	<p>1,941</p>	<p>1,941</p>	<p>1,266</p>	<p>不明。 ただし、 村田幸子 又は次の26名の共有 西村兼造 西村善代藏 西村 保 西村和一 上記不在者財産管理人 大田原俊輔 大川保子 西村 明 西村重徳 山本芳子 中村芳枝 山根春枝 大川健一 山口義和 金子君子 山口日出男 居川正量 居川春夫 藤本かず子 半田邦男 山根ひろ子 居川八重子 武永桂子 居川浩一 居川 敦 石橋陽子 村田幸子 山根みづ子</p>	<p>鳥取市西円通寺41 西村松藏方 鳥取市円通寺280-1 八尾市服部川四丁目189 鳥取市西円通寺52 大阪市西成区萩之茶屋二丁目5-23釜が崎解放会館 鳥取市田島462-2アラムハイツ202号 鳥取市西円通寺1市住C-11 豊中市豊南町西五丁目14-10 鳥取市西円通寺1市住C-11 気高郡気高町新町一丁目88 八頭郡河原町大字佐貫1114-15 東伯郡北条町国坂1503 堺市三宝町七丁358-2 名古屋市瑞穂区新開町24番18号新開住宅407号 八頭郡河原町大字佐貫853-1 八頭郡河原町大字佐貫1012 京都市左京区吉田泉殿町61-1 千葉市若葉区大宮台四丁目13-6 気高郡気高町大字下光元568-2 横浜市港北区新吉田町2028-62 東伯郡北条町国坂1563-1 気高郡気高町大字下光元564-1 東京都江戸川区中葛西一丁目14番14-209号 ツリテ・ルテ中葛西 気高郡気高町大字下光元564-1 気高郡気高町大字下光元564-1 京都市右京区西京極末広町3 鳥取市西円通寺41 西村松藏方 鳥取市西円通寺33</p>	<p>な し</p>	
------------------------------	-----------	----------	----------	--------------	--------------	--------------	--	---	------------	--

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

鳥取県収用委員会会長 藤 原 和 男

1 期日

平成9年12月3日（水）午後2時

2 場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎第27会議室

3 件名

一般国道53号改築工事（河原道路）及びこれに伴う町道付替工事